

臨時福祉給付金の申請は お済みですか？

9月1日から臨時福祉給付金の申請を受け付けています。申請期限は12月1日(木)までです。

●対象

・平成28年度臨時福祉給付金

平成28年1月1日現在、本町の住民基本台帳に記載された方のうち、平成28年度分の住民税(均等割)非課税の方

※生活保護受給者、住民税課税者に扶養されている方などは支給対象外

・年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族基礎年金受給者向け)

平成28年度臨時福祉給付金の対象に当てはまり、障害・遺族基礎年金を受給している方

※年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)を受給した方は支給対象外

●給付額

- ・平成28年度臨時福祉給付金 1人 3,000円
- ・年金生活者等支援臨時福祉給付金
(障害・遺族基礎年金受給者向け) 1人 30,000円

●申請手続き

8月下旬に、支給対象となる可能性のある方へ、税務課から住民税非課税通知と併せて申請書を送付しました。必要書類を添えて福祉課へ持参または返信用封筒で返送してください。

※住民税未申告者には送付していません。自身が支給対象と思われる方は、税務課で申告し、非課税となった場合は福祉課で臨時福祉給付金の手続きをしてください。

※西会議室1での受け付けは9月30日をもって終了し、10月1日からは福祉課で受け付けします。

●必要書類

申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)、受取口座の分かる通帳やキャッシュカード、印鑑

※世帯で申請する場合は、世帯全員分の本人確認書類が必要

※外国籍の方は、在留カードが必要

●問い合わせ 福祉課 内線126

国民年金保険料の後納制度

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が、平成27年10月1日～平成30年9月30日の3年限りの特例として開始されています。

後納制度は、事前申し込みにより納付が可能です。保険料を納めていただくことで、将来受け取る年金額の増額や、年金受給資格期間の取得につなげることができます。なお、審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合もあります。

●申請に必要なもの 年金手帳、印鑑

●申請先

お近くの年金事務所または役場保険医療課

●問い合わせ

・国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-011-050

・半田年金事務所 ☎0569-21-2375

・役場 保険医療課 内線154

医療費の適正化にご協力ください！

皆さんのくらしをまもる 国民健康保険②

●問い合わせ

保険医療課 内線154

同じ病気での重複受診は控えましょう

同じ病気、複数の医療機関を転々とするのは控えましょう。転々とする度に医療費と時間がかさみ、重複する検査や投薬は、かえって体に負担を与えてしまいます。体のことで気になることがあったら、かかりつけ医師に相談しましょう。

